

令和 7 年度

社会福祉法人

三重済美学院事業報告書

法人本部事業	三重済美学院
障害児入所施設	三 重 済 美 学 院
障害者支援施設	済 美 寮
障害者支援施設	ル ー ベ ン ハ イ ム 志 摩
生活介護（通所）	す ば る
共同生活援助（介護サービス包括型）	ふ ら っ と
共同生活援助（介護サービス包括型）	ポ ケ ッ ト
特定・障害児相談支援事業	い っ ぽ
伊勢市障がい者基幹相談支援センター	
行事・会議・研修・通院月報等報告	

社会福祉法人 三重済美学院

令和7年度法人の実績報告

社会福祉法人三重済美学院

1. 法人の基本理念

多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう、又その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、福祉の拠点づくりにふさわしい役割を具現する。

2. 法人の基本方針

基本理念をもとに「利用者を支援するための行動規範」（平成22年度作成）を遵守し、計画的で安定した事業運営を図る。

権利擁護、個人の尊重、専門的な支援、チームワーク及び地域社会との信頼の5点を基本的な姿勢として位置づけ、利用者一人ひとりが最良の人生を送ろうとするための支援を目指して、最大限努力する。

三重済美学院は、寛容と調和の精神に重きを置き、すべての人を大切にします。

3. 令和7年度法人の実績報告

令和7年度は、コロナウイルス感染症も落ち着き、経営についても、昨年ほどではありませんが、若干の黒字になったことは、喜ばしいことではありました。

また、令和2年度に認定のあった、「虐待」事案も約5年にわたり検証を続けて参りました。そのような中、新たな虐待事案が、複数件、発生しましたことは、まことに申し訳ない出来事であり、深く反省をするとともに、今一度、法人全体で、初心に立ち返って、「虐待」をしない職員、「虐待」のない生活を送れる施設をめざしてまいります。この虐待に対する委員会の中、第三者委員様の提言を受けておりますので、提言を少しずつではありますが、実行してまいります。

さらには、法人職員一人一人の意識の中に、「尊い生命を預らせて頂いている。」こと、そこで、法人全体で、「安全で、安心して生活を送れる」施設の構築、人を大切にしている法人であることを、職員、すべてに浸透させてまいります。

又、人材育成・確保については、育成計画に基づき、少しではありますが、進んでいる状況にあります。整備計画につきましては、経営が圧迫している中でありますので進捗はありませんでした。

4. 令和7年度の理事会等の開催状況について

(1) 理事会の開催状況

第1回理事会 令和7年5月31日(土)

三重済美学院講堂 出席理事 6 名(定数 6 名)

出席監事 2 名(定数 2 名)

第一号議案 令和 6 年度事業報告書(案)及び決算報告書(案)の承認について

第二号議案 評議員選任候補者の推薦について

第三号議案 役員の選任候補者の承認について

第四号議案 諸規定の改正(案)の承認について

処遇改善手当支給実施要綱(案)の制定

職員給与規則、育児・介護休業等に関する規則、各改正案

第五号議案 評議員選任・解任委員会の招集(案)について

第六号事案 定時評議員会の招集について

令和 7 年度定時評議員会招集決定決議

令和 7 年度定時評議員会事項書(案)

報告・確認事項(1)理事長等の職務執行報告について

(2)監督官庁の検査及び調査結果報告について

第 2 回理事会 令和 7 年 6 月 2 1 日(土)

三重済美学院講堂 出席理事 6 名(定数 6 名)

出席監事 2 名(定数 2 名)

第一号議案 理事長の選任について

第二号議案 業務執行理事の選定について

その他

第 3 回理事会 令和 7 年 1 0 月 3 1 日(土)

三重済美学院講堂 出席理事 6 名(定数 6 名)

出席監事 2 名(定数 2 名)

第一号議案 令和 7 年度第一次補正予算(案)の承認について

第二号議案 諸規定の改正(案)の承認について

カスタマーハラスメントに関する対策規程、地域連携推進会議

規程、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の為の指針、職員給与

規則、就業規則、育児・介護休業に関する規定、経理規程、ル

ーベンハイム志摩運営規程

第三号議案 令和 7 年度第 2 回評議員会の招集(案)について

報告・確認事項(1)理事長等の職務執行報告について

(2)監督官庁の検査及び調査結果報告について

その他 ・(1)前回理事会議事録の写し

第4回理事会 令和8年3月15日(土)

三重済美学院講堂 出席理事6名(定数6名)

出席監事2名(定数2名)

第一号議案 令和7年度第2次補正予算(案)の承認について

第二号議案 施設長等の任免(案)の承認について

第三号議案 令和8年度事業計画(案)の承認について

第四号議案 令和8年度当初予算書(案)の承認について

第五号議案 諸規定の改正(案)の承認について

就業規則並びに契約職員就業規則の一部改正

職員給与規則の一部改正(案)

新型コロナウイルス感染症対策特別手当支給実施要綱の一部
改正(案)

役員報酬規程の一部改正(案)

運営規程の一部改正(案)

消防計画の一部改正(案)

第六号議案 令和7年度3回評議員会の招集(案)について

報告・確認事項(1)理事長等の職務執行報告について

(2)監督官庁の検査及び調査結果報告について

その他 ・前回理事会議事録の写し

・次回、理事会・評議員会の開催予定について

(2) 評議員会の開催状況

定時評議員会 令和7年6月21日(土)

三重済美学院講堂 出席評議員5名(定数7名)

出席理事6名(定数6名)

出席監事2名(定数2名)

第一号議案 令和6年度事業報告書(案)及び決算報告書(案)について

第二号議案 役員の選任について

報告・確認事項(1)理事長等の職務執行報告について

(2)監督官庁の検査及び調査結果報告について

その他 (1)前回評議員会議事録の写し添付

第2回評議員会 令和7年11月17日(土)

三重済美学院講堂 出席評議員6名(定数7名)、欠席1名

出席理事6名(定数6名)

出席監事2名(定数2名)

第一号議案 令和7第年度第1次補正予算書(案)の承認について
報告・確認事項(1)理事長等の職務執行報告について
(2)監督官庁の検査及び調査結果報告について
その他 ・ 前回、定時評議員会議事録

第3回評議員会 令和8年3月28日(土)
三重済美学院講堂 出席評議員6名(定数7名)、欠席1名
出席理事6名(定数6名)、
出席監事2名(定数2名)
第一号議案 令和7年度第2次補正予算書(案)の承認について
第二号議案 伊勢市基幹相談支援センター事業の終了について
第三号議案 施設長等の任免(案)の承認について
第四号議案 令和8年度事業計画(案)の承認について
第五号議案 令和8年度当初予算書(案)の承認について
第六号議案 外部コンサルティングの導入(案)の承認について
報告・確認事項(1)理事長等の職務執行報告について
(2)監督官庁の検査及び調査結果報告について
その他 ・ 次回、理事会、評議員会開催日時について
・ 前回、評議員会議事録写し

(3) 監事監査の開催状況

令和7年5月24日(土) 13:30～16:00

三重済美学院応接室

出席監事2名

監査内容 1、令和6年度事業実績報告(案)について
2、令和6年度決算報告書(案)について
貸借対照表、収支計算書及び附属明細書について
財産目録について
社会福祉充実残額について

障害児入所施設 三重済美学院

1. 運営方針

- ・法人の基本理念、基本方針の下、一人ひとりの職員がそれを実現する為に、常に「今何ができるか」を意識して支援に当たる様な職場環境になる事を目指す。
特に法人の「利用者を支援するための行動規範」の権利擁護、個人の尊重、専門的な支援、チームワーク、地域社会との信頼の5点を基本的姿勢としていく。
- ・障害児入所施設の機能の充実を目指して、多様な状態像の児童に対する専門的な支援を行うと共に地域生活移行のための支援を行っていく。
- ・子どもの暮らしの場として安心、安全な生活を保障し、子どもの人権に配慮して、発達に応じた個別、あるいは集団の中で成長を促す支援を行っていく。
- ・子どもが自身の特性や能力を発揮して主体的に物事に取り組めるよう支援していくことで自己実現に繋げる。
- ・地域支援として短期入所、日中一時支援を実施して家族支援を行っていく。また障害児入所施設の機能を地域へ展開していく。

2. 事業計画

- (1)入所児童が健やかな心身の育ちと自立に向けた育ちができるよう「子どもが育つ環境」について一人ひとりの職員が意識（気づき）を持ち、安心安全で豊かな生活ができるようにしていく。小規模ユニット化した環境で、子どもたちの意向や希望を大事にしながらか出来るだけ多くの体験を通して成長できるよう支援を行う。季節行事や余暇を充実させ子どもたちと職員が共に楽しいと感じられる生活を送る中で他者への信頼感や適切な対人関係を築くことが出来るようにしていく。
小規模ユニットケアへ順次移り3年が経ち3フロアそれぞれで過ごし方や食事方法が少しずつ整ってきている。又、YouTubeの視聴を各フロアで出来るようにしたこと子どもたちに楽しさを提供出来るようになった。行事ではこれまでの買い物便にドライブをセットして行い、行き先は子どもたちで相談して決めることもあり、子どもたちに自己選択の機会を持ってもらうことも出来た。来年度からも一人ひとりの子どもの生活を大切に考えて行事やイベントを工夫していきたい。
- (2)18歳での地域生活移行を目指し、15歳以上の入所児童には移行支援計画を作成し、児童相談所、市町、基幹相談支援等相談支援事業所、移行先の事業所等と連携を取り入所児童の意向に沿った地域生活移行を進めていく。移行支援計画の作成と関係機関との役割分担や期間についての調整をソーシャルワーカーが行う。全員の職員で行う日中活動支援（休日の余暇支援等）では、地域生活移行時又は地域生活移行後の生活に向けて職業指導員が中心になり一人ひとりに目標を立て、毎月の評価を行う。新規の入所については目的により短期間の入所や委託一時保護を受け入れ障害児入所施設の機能を市町等の関係機関に周知できるよう努力していく。
高3・高2生がグループホーム、障害者支援施設の体験や現場実習で就労B型事業所や生活介護事業所へ通所した。ソーシャルワーカーを中心に各事業所や学校と調整を行い、職員は慣れない事業所へ通うこととまどう児童に寄り添い送迎等行った。日中活動支援では出来ることが増え、成長が見られる児童もいるが、休日に全員の児童へ個別支援を行う為、個々の目的を毎回確認しながら取り組む必要があると感じる。職業指導員が毎月の評価を行っているが、定期的にモニタリングが実施出来ればという意見も職員からあがっている。
- (3)支援ニーズの高い入所児童の対応として、発達障害、強度行動障害、愛着形成等専門職としてのスキルを高めていけるよう、計画的に研修を受講・伝達して研修等で学んだことを支援に取り入れて実践力の向上を目指していく。又、事例検討会の機会を持ち児童を取り巻く環境などの調整や、事例提出者の悩みを参加者全員で共有しながら課題を分析し解決の糸口を得られるようにしていく。
行動問題が見られた児童に対して三重県法務少年支援センター出張相談でアドバイスを受けたり、反芻行為がある児童に対して認定看護師相談を受けたり精神科訪問看護に訪問して頂き施設での生活状況からアドバイスを頂く等、外部の専門のところに相談をしてきました。児童部内で事例検討を行った時はいろいろな意見が出て、新たな発見があったと職員から感想があったが事例検討の回数を増やせないことが課題にあがっている。
- (4)子ども主体の考え方を大事にし、意思決定の重要性について認識する。入所児童の成育歴や特性等は全員の職

員が把握し丁寧なアセスメントを基に個人に応じて創意工夫された意思決定支援を行うことで子どもが目指す生活に繋げていく。子どもが意見を言いやすい環境づくりや、子どもと近い目線で子どもを支え、子どもの声を引き出していくようにする。発信された意見や希望については一緒に考え「相談してもいいんだ」という思いを持ってもらうようにしていく。又生（性）教育については職員間で生（性）教育のあり方等について検討し、必要に応じて生（性）教育マニュアルの見直しを行いながら実践していくことで子どもの権利を守り、子どもの自己肯定感を高めていくようにする。

学生会議は子どもたちから「いつするの?」という声が聞かれたり、話し合いでは丁寧にメモを取る児童もいて、自分たちの話し合いの場で、自分の意見を発信できる場であることを意識している児童もいる。学生会議の場や日中活動の場を通して、様々なルールや生（性）について学ぶ機会を持っていくようにしたい。

- (5)職場内での自身の役割を認識して行動していくと共に相互支援としてチームコミュニケーション力を高めていくよう積極的に意見を述べて職場内を活性化させていく。又、対人援助職としての自己覚知を心掛けアンガーマネジメントを身に付けることで入所児童の権利擁護に努めていく。

今年度から宿直勤務から夜勤勤務とし、勤務時間の見直しも行った（月8日の公休➡9日の公休）が大きな課題は見られていない。今年度は副主任の配置もあったが、役割についてはもう少し細分化して進めていけたらと思う。今年度の児童部職員目標であった「怪我無く、楽しく、思いやる!」については職員から「思いやりについては出来ている」という声が多く聞かれている。しかしそんな中でも全員の職員が意見を言い合えるような職場環境を作っていきたい。

3. 利用状況表

1)利用者の状況

令和8年3月31日現在

	措置				契約				合計
療育手帳	男子		女子		男子		女子		
	18 歳未満	18 歳以上 20 歳未満	18 歳未満	18 歳以上 20 歳未満	18 歳未満	18 歳以上 20 歳未満	18 歳未満	18 歳以上 20 歳未満	
軽度	0		0		1		0		1
中度	1		0		2		0		3
重度	1		0		1		0		2
最重度	5		2		2		0		9
合計	7		2		6		0		15

全利用者	男子	女子	全利用者	男子	女子
平均年齢	14.08歳	12.50歳	最高年齢	17歳	13歳
平均入所期間	4.08年	2.50年	最小年齢	7歳	12歳
最高入所期間	10年	3年			

(2)入退所の状況

入所	男	女	計	退所	男	女	計
	1	0	1		1	2	3

入所前状況	男	女	計	退所後状況	男	女	計
在宅	1	0	1	在宅	0	0	0
児童養護施設	0	0	0	障害者支援施設	1	1	2
医療型障害児入所施設	0	0	0	福祉型障害児入所施設	0	0	0
児相一時保護	0	0	0	グループホーム	0	1	1
里親	0	0	0				

(3)委託一時保護の状況

人数	男	女	計	合計日数	77 日
	1	3	4		

4. 短期入所・日中一時支援事業の事業計画

(1)令和7年度も一人ひとりのケースを把握し、保護者や関係機関との連携を大切にして利用者に三重済美学院へ来る事を楽しみにしてもらえ、又保護者には安心して短期入所・日中一時支援を利用してもらえ様に努めていく。その為に一人ひとりのニーズに合わせた過ごし方が出来る様な環境作りと支援を心掛けていく。新規利用希望者については、利用者と保護者が安心して利用が出来る様、見学时に丁寧な聞き取りを行い計画相談事業所等関係者間での情報共有を密に行った上で利用の調整をしていく。

本人が三重済美学院を利用される間、心地よく過ごしてもらえ、個々に合った過ごし方（お気に入りのおもちゃを家から持参してもらう・本・音楽・DVD鑑賞、散歩、間食作りへの参加等）を提供した。本人、家族に安心して短期入所・日中一時支援を利用してもらえ、利用開始時に自宅での様子を必ずうかがい、終了時に施設での様子や健康面での配慮を丁寧に伝えるようにした。

新規利用希望者については見学时に家族や計画相談事業所等関係者との情報共有を密に行った上で利用の調整をした。今後も利用時間を有意義に過ごせるよう、過ごし方を模索し利用者のニーズに合わせて環境を整えて行く必要がある。

(2)利用希望日が土・日曜日に集中する為、利用者の支援度に合わせて一日の利用件数を決めた上で、各自のニーズに合わせて調整していく必要があり、保護者や関係機関に理解を求めていく。又、感染対策については利用開始時に検温や手指消毒、健康シートへの記入等引き続き利用者と保護者に協力を求めている。

土日に利用希望が集中することについては利用回数を一人につき月1～2回程度にしてもらうことで、なるべく個々の希望に沿えるように調整を行った。感染対策については、利用開始時に本人と家族の了解のもと、検温や手指消毒、健康シートへの記入に協力してもらった。

(3)20歳以上者の利用については、利用者の様子や家族の意向に沿えるよう計画相談事業所等関係者との連携を図りながら、年齢やニーズに合わせた利用が出来るように調整をしていく。

高等部を卒業している男性4名・女性4名が三重済美学院を毎月利用していたが、今年度は女性1名が済美寮も併用することとなった。また他女性2名についても1名はR8年4月から、もう1名はR8年5月から済美寮を利用していくことになった。今後も本人の様子や家族の意向を伺いながら、年齢に合った環境で過ごしてもらえ、様計画相談支援事業所等関係者との連携を図っていききたい。

(4)身体障害を伴う知的障害児や発達障害児の受け入れについて、環境面や入所児童との兼ね合い等から課題はあるが、安全に沿った受け入れが出来るのかその都度検討して対応していく。

身体障害を伴う知的障害児の利用希望は0件であった。身体障害を伴う知的障害児の利用希望については、入所している利用者との兼ね合いや看護師、栄養士との連携、マンツーマンでの対応が必要になることから、今後も受け入れにあたっては慎重に考える必要がある。

(2)利用状況

新規利用希望の相談件数は9件あり、新規契約件数は短期入所事業5件・日中一時支援事業5件であった。

その内訳は、未就学児2名、小学生3名である。新規利用者の援護市町は、伊勢市4件、志摩市1件である。利用目的は、家族のレスパイト、緊急時に利用出来る場所を増やしたい等となっている。緊急短期入所の利用希望の相談は0件であった。

障害児の利用状況は、月11名程度（長期休みは13名程）が短期入所か日中一時支援、又は両方のサービスを利用している。

障害者支援施設 済美寮

1.運営方針

法人の基本理念、基本方針の下、一人ひとりの職員がそれを実現する為、自分が今何を考え、何を実行しなければならないのかを意識しながら仕事が出来様な職場環境になる事を目指す。

特に法人の「利用者を支援するための行動規範」の権利擁護、個人の尊重、専門的な支援、チームワーク、地域社会との信頼の5点を基本的姿勢として支援していく。

利用者の高齢化・障害の重度化が進んでいる為、身体面、情緒面への配慮が重要となる。日々の変化（表情や言動等）を見逃さず早期の対処とそれに応じた支援が必要不可欠となる為、職員の気づき・チームとしての協力体制を意識した職員集団を目指す。更に後見人等、地域資源、医療機関と連携し、利用者個々が最良の人生を送ろうとするための意思決定支援に最大限努めていく。

法人全体の指針として、済美寮の定員を100名から80名に段階的に縮小していきつつ安定的な運営に努めていく。そのため、地域移行（GHへの移行）や年齢に準じた介護施設への移行等に力を入れていく。

2.事業計画に対する実績報告

(1)改善計画に基づき虐待防止に向けた取り組みを実施していく。

特に風通しの良い働きやすい職場環境の改善に向けた「働く場としての風土づくり」に取り組んでいく。
併せて福祉従事者としての職業倫理[法人理念及び行動規範の周知、虐待防止に係る意識調査の分析等]について留め直しを行っていくことで、権利擁護に対する意識や支援に対する専門性を高めていけるよう取り組む。
何より利用者に対し良い支援に取り組むことが職場雰囲気や虐待防止に繋がるものとして最大限に利用者支援に努めていく。

【具体的な取り組み】

- ① 管理者・サビ管が定期的に職員との面談を実施することで、支援に当たっての悩みや苦労を日頃から相談できる風通しの良い風土づくりに努める。また、現場の状況を把握することで、職員のストレスとなる要因を把握し、職場環境の改善に努めていく。
ICT化（ペーパーレス化といった記録媒体等）の導入を検討し業務省力化に努めると共に、緊急時（支援上の危機対応等）の応援連絡体制を図れるようインカム等の通信機器の導入を行っていく。
- ② 各寮舎で支援目標を設定し、定例会議で各自の支援を振り返り、達成度や課題となること、成功体験談等を報告する。個々の支援課題を職員間で共有し、ケース検討に繋げると共に課題の解決に結び付けていくシステムを構築する。
- ③ 「利用者を支援するための行動規範」を定例会議等で内容の熟知に努めながら、権利擁護に対する理解を深めていくことで、人権を意識した支援を行っていく。
- ④ 済美寮の中で他部署の会議に参加することで各部署ではなく、済美寮としての動きを強化していく。また、サビ管も担当部署ではない部署へ足を運ぶ機会を設ける等して、注意喚起・風土づくりの強化を図っていく。

令和8年1月、3月に利用者の支援において通報事案が発生し通報（伊勢市）を行った。今年度時点では、結果通知はいただいていない。今回の事案については、ご家族と職員が同行する通院時対応時に利用者の尊厳に関わる言動があったとしてご家族の苦情からの通報。もう一つの事案が、悠々区食堂内にて強度行動障害を有する利用者が座り込んだ際、直接引きずった場面は見えていないが、状況的に引きずったのではないかという現場に居合わせた職員からの報告による通報。前年度の虐待認定事案と同様に利用者に対する権利意識（権利擁護）や個々の障害特性に対する理解の不足といった支援スキルによる要因と、突発的な課題行動への危機介入について、察知した職員が声掛け、他寮舎に関係なく駆け付けフォローに入るなどの自寮舎以外との支援の共有や協力体制の構築が図れていないことが要因と考えられる。

また、入所者状況においての重度化、強度行動障害を有する入所者の増加や過密化する業務量に対する職員への負担が不満やストレスに繋がっていることは否めない。「働きがいのある働きやすい職場環境」への対策が必須である。そのような状況を踏まえながら改善計画を基に具体的な取り組みを実施と、第三者委員による専門的視点からの分析と評価、修正を行いながら再発防止に努めてきた。

済美寮が重点取り組みとして行っている「支援の振り返り」については、人権や権利擁護に基づく重要な取り組みである事を毎月、職員に留め直しを行ってきた。この取り組みの重要性を理解している職員につ

いては、振り返りの内容が飛躍的に向上し、利用者主体の丁寧な支援に繋がっている。今年度も、虐待防止に向けた取り組みの報告書を作成し、職員に周知することで自分の支援を振り返ることがいかに大切な取り組みであるかの共有を図った。

また、チームとして「職員間で注意喚起できる」「気軽に相談し合える」といった風通しの良い職場環境作りに取り組んできた。職員面談や職員間での「いいところ探し」を通して、互いを認め感謝する気持ちが仕事に対するモチベーションに繋がり、チーム内の雰囲気にも良い影響をもたらしてきた。来年度も継続して職場環境の改善に着手していく。

(2) 感染症・自然災害といった有事に対する事業継続に向けた対応の強化に努めていく。

新型コロナウイルス感染症による集団感染から学んだ経験を活かし、感染症BCP及び感染症マニュアルのブラッシュアップを図りながら、新たな感染症に対しても即時対応できるよう職員への周知徹底を図る。また、災害時対策（地震・水害・火災等）も同様に災害BCP及び災害マニュアルの周知並びに、定期的に災害想定訓練を実施するなど防災に対する意識化を図る。

上記、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者支援（サービス提供）への支障を最小限に抑え、継続的に提供できる体制の構築に努める。

今年度は、さくらとひのきの2寮舎においてコロナ感染の罹患があったが、これまでの感染対策の経験から適宜対応に努めることができた。その結果、リスクを最小限に留め集団感染に繋がることはなかった。今後、新たな感染症に対してもマニュアルに沿って、適宜対応していける職員個々の力をつけていく必要がある。また、即時対応することへの柔軟性が身につくにつくある半面、個々の判断による対応が他部署との行き違いを生じさせてしまっていることも顕著であった（部署単位でのルール変更）。そのことから、マニュアルの周知徹底に力を入れていく必要があることを再認識する機会となった。

災害対策については、実際の大規模災害に対する知識や、防災マニュアルやBCPに沿った訓練ができていないことに課題がある。今回、外部講師（三重大学 川口教授）を招き、当法人に向けての必要な知識及び対策についてご教授いただいたことを、現行のBCPに反映しブラッシュアップしていく必要がある。具体的な動き出しとして、まず、大規模災害を想定した訓練を実施し、現行の防災マニュアル、BCPが実用可能なものかの診断が必要である。

(3) 日中活動については、各自が自信を持って生き活きと活動に参加できるよう個々の障害特性に応じた活動を支援していくと共にレク活動の充実を図っていく。季節を感じられるような作品作りや創作活動（壁面画作成・ちぎり絵、書初め等の作成・展示）に力を入れていく。また、各役割分担の基、完成への見通しを感じながら工程を楽しんでいただけるよう工夫していく。

また、上記の活動内容も含め、生産活動と法人環境美化にも力を入れていく。委託による生産活動を通して、商品を扱うことへの責任や商品化することの達成感、法人内環境美化を通して植栽、除草、清掃等に積極的に取り組むことで他者から感謝される喜び、創作活動とは違った働くことの楽しさを体感してもらえるよう取り組む。

済美寮Iにプロジェクターが設置されているため、今後活動班の在り方として、DVD視聴やカラオケ等、利用者の方々がその日に行いたい活動を選べるように展開していけることを長期的な目標と掲げていく。他に、報奨金の見直しや活動回数を現在の月～水で良いかの見極めも行っていく。

日中活動については、各々の得意分野や体力等に合わせた4つのグループ編成により、それぞれの特色を生かした活動の支援を実施してきた。また、昨年度から活動体制を見直し、活動の保障と充実を目的にグループ活動を月曜日から水曜日とし、木曜日と金曜日については寮舎活動（寮舎行事や個別支援）として取り組んできたが、令和8年度より地域移行等に関する入所者の意向確認が義務化されることとなったため、現行の日中活動の在り方について改めて見直す必要が出てきた。

活動内容の充実を図るという点においては、創作活動で完成された共同作品及び個人作品の出展機会を設ける等して、地域の方々の目に触れることのできる機会や評価を受けることでの利用者さん自身の励みに繋がるような形で地域の障害理解に対する啓発への取り組みを行っていきたい。他に、地域ボランティアの活用も検討していきながら、地域とふれあいの持てる機会（例えば、カラオケ喫茶等の活動）も検討していければと考える。何より利用者のみならず職員も参加していて楽しいとモチベーションに繋がるような魅力ある活動の機会にしていくことを大切にしていきたい。活動班の在り方について、受注活動は月曜日から金曜日までとしていくか、さいび祭やミニレク祭以外の行事の検討も行っていく。

(4) 地域移行の可能性がある利用者は、後見人等ならびに関係者機関と連携して進めていく。

高齢化及び身体機能の低下により現環境での暮らしが難しくなってきた利用者には、関係者間で連携し、情報共有と役割分担を明確にし、後見人等にも協力を仰ぎながら安心した暮らしが継続できるように次のステージも視野に置きながら、本人の意向を大切に「最良の人生」について共に考えていく。

将来の生活に選択肢を設けることができるよう、介護施設や GH の見学や体験、65 歳を迎えた時点で介護認定を進めていく等の準備を行う。介護認定を進めるにあたっては、計画性を持って後見人等にご理解いただくための事前準備も検討していく。個々のケースをしっかりと見極めながら、適宜優先順位を持って、移行が必要と考えられる方へのアプローチを行っていく。

現在、介護施設及び GH への移行、その他の理由により、入所者数が 89 名から 5 名減り、84 名となった。(GH1 名、特養 2 名、その他 2 名) 段階的に入所者数を減らしていき、最終的には定員 70 名を目指していく。そのために、引き続き高齢者の介護施設への移行や可能性のある利用者への GH への移行等、地域移行を進めていくこととする。あくまで利用者への意向確認を大切に、最良の人生に繋げていけるようにする。

次年度より地域移行等の意向確認が義務化されることも踏まえ、利用者の意向に沿って GH 等への地域移行を最優先とした GH 及び日中活動先 (B 型事業所や生活介護事業所等) の見学や体験に繋げていく。並行して、高齢になられている利用者については、病気やケガで状態が更に悪化してしまう前に、元気な状態で次のステージでの生活を迎えていただけるよう支援に努めていく。

(5) 施設の透明性の確保。

施設運営やサービスの透明性、質の確保、利用者の権利擁護を目的に、当事者、家族・後見人等、地域住民の代表者等でメンバーを構成し、地域連携推進会議及び施設見学を実施することで透明性の確保に努めていきます。

今年度から義務化された地域移行推進会議の第 1 回を実施し、地域の方々から施設の状況に対し忌憚なき意見をいただいた共に、障害者施設のことをより理解していただける機会となった。想定していた以上に地域の方々が暖かく施設を見守っていただけていることが分かり、今後も会議の開催及び地域貢献に向けた取り組みを模索し具現化していく必要がある。その一端として施設行事への案内や地域行事への参加、地域清掃の実施など、地域との繋がりをより深めていけるよう取り組んでいきたい。

3. 利用状況表

(1) 年齢構成

令和 7 年 3 月 31 日現在

年齢構成	男子						女子					全体	
	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計	割合	区分 4	区分 5	区分 6	合計	割合	人数	割合
18 歳～19 歳	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0%	0	0%
20 歳～29 歳	0	0	4	7	11	21%	1	3	2	6	19%	17	20%
30 歳～39 歳	0	1	1	3	5	9%	0	2	4	6	19%	11	13%
40 歳～49 歳	0	0	0	6	6	11%	0	1	2	3	10%	9	11%
50 歳～59 歳	0	0	2	5	7	13%	0	2	2	4	13%	11	13%
60 歳～69 歳	0	1	6	8	15	28%	0	2	10	12	39%	27	32%
70 歳～79 歳	0	0	4	5	9	17%	0	0	0	0	0%	9	11%
合 計	0	2	17	34	53		1	10	20	31			

平均年齢 男性：51,93 歳 女性：48,26 歳

最高年齢 男性：77 歳 女性：69 歳

平均入所期間 男性：23,89 年 女性：21,90 年

最高入所期間 男性：59 年 女性：44 年

(2) 入退所の状況

入所	男	女	計	退所	男	女	計
	0	0	0		2	3	5

(3) 入所前・退所後の状況

入所前	男	女	計	退所後	男	女	計
障害児入所施設	0	0	0	グループホーム	1	0	1
自宅	0	0	0	特別養護老人ホーム	0	2	2
その他	0	0	0	その他	1	1	2

4. 短期入所・日中一時支援事業

(1)事業計画に対する実績報告

- ① 地域で暮らす障害を有する方たちとその家族の高齢化等「親亡き後」を見据えた時に社会資源の一つとして機能出来るように、家族や指定相談支援事業所、各関係機関から利用相談に対しては、その都度丁寧に
対応していく。又、個々の状況に応じた利用をして頂けるように情報共有と調整をしていく。

現在利用されているケースについては、その都度指定相談支援事業所と連携をとりながら、本人、家族の意向や今後の方向性について情報共有をしてきた。今年度は短期入所利用者で家族の高齢化に伴い在宅での生活が難しくなりグループホームへ入居された方が2名いた。今後も個々の状況に応じた利用をしてもらえる様、情報共有と調整をしていく必要がある。

- ② 一人ひとりのケースを把握し、利用者に安心して済美寮を利用して頂けるよう、家族との連携を大切に
していく。又、指定相談支援事業所や各関係機関との連携を図っていく。感染対策については利用開始時に
検温や手指消毒、健康シートへの記入等引き続き利用者と家族に協力を求めている。

利用中の様子の報告や健康面での配慮など、本人や家族に安心して利用して貰えるよう、家族との連携を大切にしてきた。又、指定相談支援事業所とのサービス担当者会議やモニタリングを通して、他事業所や家庭での本人の様子を知ること、より深くケースを把握するよう努めた。

感染対策については、利用開始時に本人や家族の了解のもと、検温や手指消毒、健康シートへの記入に協力頂いた。

- ③ 利用目的や緊急度に応じて利用ができるよう受け入れの調整をしていく。新規利用希望者において緊急時
に安心して利用出来るように慣れておきたいという方については、指定相談支援事業所や各関係機関から
事前に必要な情報をもらう等して、状況に応じた利用ができるよう調整をしていく。緊急短期入所の受け
入れについては、見通しを持ち安心して利用をして頂けるように指定相談支援事業所や各関係機関との調
整を行っていく。

緊急短期入所利用希望の相談が6件あった。利用者の援護市町は伊勢市5件、松阪市1件であり6件とも利用に繋がった。利用理由と日数については、引っ越しの間に利用が必要となったケースが1件（14日間利用）、親が入院されたケースが3件（8日間、14日間、19日間利用）、高齢の親が入院されその後在宅での生活が難しくなり次の生活場所を探す間に利用されたケースが1件（88日間利用）、急遽保護が必要になり利用されたケースが1件（17日間利用）であった。

- ④ 身体障害を伴う知的障害者の受け入れについて、環境面や入所者との兼ね合い等から課題はあるが、安全
に受け入れができるのかその都度検討して対応していく。

身体障害を伴う知的障害者の受け入れについて、利用希望者は0件であった。身体障害を伴う知的障害者の利用希望については、入所している利用者との兼ね合いや看護師、栄養士との連携、マンツーマンでの対応が必要になることから、今後も受け入れにあたっては慎重に考えていく必要がある。

(2)利用状況

新規利用相談は15件あった。新規利用契約は、短期入所事業6件・日中一時支援事業が2件であった。新規利用者の援護市町は、伊勢市5件、玉城町1件である。利用目的は、将来へ向けての宿泊練習、家族のレスパイト、緊急時に利用出来る場所を増やしたい等となっている。

障害者の利用状況は、月24名程度が短期入所か日中一時支援、又は両方のサービスを利用している。

障害者支援施設 ルーベンハイム志摩

令和7年度は10月より40名定員に変更し運営したが、その後も大地：男性棟2名（うち1名は済美寮に移行）、青空：女性棟1名の計3名が退所された。ご家族の迎え入れが可能となったことで在宅に戻られた男性1名、待機に挙げていた介護施設へ移行された95歳の女性1名、心不全で急逝された女性1名の計3名が退所された。

伊勢志摩圏域で入所希望の待機を挙げておられる方のうち、短期入所をご利用いただいている方が5名みえ、現在空床あるため入所利用のこともご相談しているが、現時点では緊急性を感じていないため入所利用は考えていないということが結論である。

1. 事業計画に対する実績報告

- (1) 第三者委員会を含む法人虐待防止委員会での協議、決定を基に支援における課題を職員全員で共有して取り組むことにより、より良い支援に向けたチーム環境、資質の向上に繋げていく。

令和5年度に虐待認定を受けて以降の改善取組を継続しているところであり、法人内で共通している行動規範「権利擁護」「個人の尊重」「専門的な支援」「チームワーク」「地域社会との信頼」を軸に、特に権利擁護、倫理意識、利用者主体であることの意味決定支援を意識してきた。

具体的には、法人の虐待防止改善計画にある権利擁護ならびに意思決定支援研修を始めとした職員人材育成カリキュラムに則った研修で今後リーダー的役割を期待する職員を含めた中堅層を積極的に参加させた。研修後の振り返りを支援会議で行い、時にはケース検討を行う際の中心に置き、学んだことを深めるきっかけと実践に向けてのイメージ強化になるように設定した。次に一人のケースを数カ月スパンで検証を重ねることでPDCAサイクルに基づいた検証を行ってきた。

身体拘束適正化のための取組では、拘束対応時間の短縮や必要と判断する基準の見直しと統一を繰り返し検討するなかでゼロ化までには至らないもののスモールステップの積み重ねと記録の確認から、職員共通の認識で改善されてきたと感じるケースが増えた。具体的にはこれまで身体拘束対応ありきでしか支援イメージが持てなかった方について、何度も検証を重ねていく中で職員意識の変化から軽減を踏まえて現在ゼロで支援させていただいている方もある。そのことは個人として、またチームとしてモチベーションにもなっており、更なる工夫、努力への源としてこれからも維持に努めたいところである。

- (2) 利用者一人ひとりの希望に寄り添った支援を実現できるように計画、実行する。

上記したように3名の退所があったが、男性利用者の最高齢81歳、女性利用者の最高齢72歳である。高齢化された方々として、65歳以上の利用者12名（男性8名 女性4名）の方々には、移行だけでなく慣れた環境として当事業所で取り組むこと（支援と介護の両立）も必要なことは変わらず、今後の計画にも重点項目である。それは介護度だけで移行を勧めるものではなく、ご本人の暮らし方にとってどういった支援、サービスが必要なのかを関係者間で協議しながらご本人にとって最善の利益となる生活とはどんなものなのかを複数イメージで提案し選択してもらえるように取り組む関係者間連携が必要と考えている。またご本人の強い希望から地域での暮らしを実現された方も、短期入所の利用で今も関係性を保っているところである。ご家族のレスパイト利用だけでなく、ご家庭だけではフォローが厳しい時にも相談支援事業担当者との連携のなかで一時的に当事業所を利用してもらうことでリセットしてもらうといった利用もしていただいているため、今後も継続的に関係を深めていきたい。

次年度からは地域移行等を含む意思確認の実施が義務化されることで、相談支援事業所等と連携しながら個別支援計画へ反映し支援につなげることが必然となってくるため、事業所として職員の意識改革と同時に活動の在り方も検証し魅力あるメニュー提供ができることが急務である。今年度は男女共同での買い物や理容などを一緒に出掛ける機会を作り、日常とは違う時間を感じていただけるよう取り組んできたこともあるが、まずは利用者個々の声を聴き、施設内での娯楽や生き甲斐つくりと施設外でしか感じられないことの両方を大切にしていく。そのためには当事業所だけの視野では限界もあるため、他事業所との情報交換や事業所見学などの機会をいただき、刺激を得ることも取り組んでいく。

- (3) 感染症や自然災害時に起こり得る日常生活の支障も最小限であるように各BCP（事業継続計画）のメンテナンスを行いながら職員一同周知徹底を図る。

新型コロナウイルス感染は10月に女性棟から始まり、男性棟を経由して、終息判断できるまで1か月弱を要した。それは最長1週間の経過観察を要する利用者もみえたためであるが、途中より軽症や無症状の方への柔軟な対応も随時判断し、なるべく日常生活との差がないように緩和した対応もその都度行った。結果的に大事に至ることなく対応できたため、次年度にはBCPの一部修正も行う予定。

自然災害想定避難訓練では前期に施設内で炊き出し訓練を実施、夜間想定火事による避難訓練を後期に行った。職員緊急連絡網を使った訓練の実施も行ったが、志摩市在住以外の職員多数であり、事業所全体での災害時対策であるために栄養部や看護部も年2回の総合訓練では役割をもって参加してもらった。今後も継続が必要であり、利用者避難だけでなく、怪我想定や食事提供場面での訓練も実施することが必要と考える。

(4) 施設の透明性の確保

地域連携推進会議及び施設見学について、当事者、家族・成年後見人、地域住民の代表者、福祉に知見のある立場の方に協力を得て、2月23日（月）14：00～開催した。その内容はホームページに掲載されている。

2. 利用状況表

(1) 年齢構成等

令和8年3月31日現在

定員	施 設 入 所 支 援 5 0 名																			
男女別	男 性										女 性									
年齢層	30 歳 未 満	30 ～ 39	40 ～ 49	50 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69	70 ～ 74	75 ～ 79	80 歳 以 上	合 計	30 歳 未 満	30 ～ 39	40 ～ 49	50 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69	70 ～ 74	75 ～ 79	80 歳 未 満	合 計
区分 6	4	2	2	3		1	2		1	15	1	1	2	1			1		1	7
区分 5			3	2		1	2			8				1	1	2				4
区分 4					1	1				2				1						1
区分 3																				
合計	4	2	5	5	1	3	4		1	25	1	1	2	3	1	2	1		1	12
平均年齢	5 2 . 1 歳										5 2 . 7 歳									
最高年齢	8 1 歳										7 2 歳									
最少年齢	2 6 歳										2 8 歳									
平均入所期間	2 0 . 6 年										1 9 . 6 年									
最高入所期間	5 0 年										5 1 年									
平均支援区分	5 . 4																			

(2) 入退所の状況

入 所	男	女	計	退 所	男	女	計
本年度契約	0	1	1	契約終了	1	2	3

契約前の状況	男	女	計	契約終了後の状況	男	女	計
在宅	0	1	1	在宅	1	0	1
病院	0	0	0	グループホーム	0	0	0
障害児施設	0	0	0	済美寮	0	0	0
他施設	0	0	0	介護保険施設	0	1	1
				死亡	0	1	1

3. 短期入所・日中一時支援事業

(1) 事業計画に対する実績報告

地域唯一の入所型施設として、在宅の方、或いはその保護者等が安心して地域生活が送れるよう、コロナ禍

での感染対策とも整合性を図りながら、ニーズへの速やかな対応を行う。又地域貢献を果たす責務を自覚し、緊急時の受入れ等を積極的に行っていく。

今年度も各ご家庭での緊急事態による受け入れケースが数件あり、直接ご家族からの連絡は内容様々ながら緊急依頼に近いものであり、極力受け入れ、計画相談への情報提供とその後のケアに繋がるように連携してきた。ただし10月にコロナ感染対応になったことから一時的に利用制限をかけさせてもらった。

直接の利用につながらずともご家族からの電話相談も一定数受けてきて、その内容を計画相談に引き継ぐこと地域生活継続のための一助となるよう努めた。

(2)利用状況

新規利用契約は短期入所事業1件・日中一時支援事業2件であった。利用契約者の援護市町は志摩市2件(短期入所1件、日中一時支援事業1件)である。

(3)令和6年度・令和7年度 短期入所事業・日中一時支援事業 新規利用契約者数

令和6年度 短期入所事業1件・日中一時支援事業1件

令和7年度 短期入所事業1件・日中一時支援事業1件

※現在の契約件数は、短期入所事業67件・日中一時支援事業50件で契約者数は77名。実際に利用がある方はそのうち41名である。

生活介護（通所）すばる

1. 運営方針

法人の基本理念、基本方針を支援の基礎とし、「利用者を支援するための行動規範」の権利擁護、個人の尊重、専門的な支援、チームワーク、地域社会と信頼を基本的支援に、利用者へ最良の支援を行うために利用者が何を望んでいるか、望んでいることを実現するために、どのような行動をすべきなのかを常に考えながら日々の支援を行っていく。

又、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したとはいえ、まだまだ新型コロナと向き合っている状況は続いていくと思われる。このような状況の中でも、地域の利用者から必要とされるべく、特色ある事業を実施していくことと、利用者や保護者のニーズ、地域のニーズを常に把握し、それぞれのニーズに対応出来るよう柔軟な運営を心がけていく。

活動としては、歩行を中心に健康面を重視した「いきいき活動」を行うことと、利用者の意思や個性を尊重した「創作活動」等や利用者の個性に合わせた個別の支援を行えるよう取組んでいく。また、地域との繋がりとして三郷山への散歩や利用者家族等からのアルミ缶回収等に取り組んでいく。

併せて、利用者が行う生産活動も、有意義な活動として提供していけるよう努力していく。

また、生活介護事業のあり方として、利用者・利用者家族・後見人の方々にどのような形で必要とされているのか、又、地域の方々から必要とされる事業とは何かを考えながら、新規事業のひとつとして、短期入所事業の導入も検討していく。

2. 事業計画に対する実績報告

- (1) 利用者の個性を大切にし、一人ひとりの意思を理解することに努めながら、魅力のある個別支援を行い、利用者に寄り添い、日々の活動内容を一緒に考え、安心して活動してもらえるように支援していく。

分散活動を継続し、利用者一人ひとりの希望を取り入れた活動としての個別支援を行えたところと、利用者の得意なことや好きな音楽などをお聴きしながらも、一人ひとりに寄り添った支援として職員体制により実現出来なかったところがあり、今後の課題であると感じています。また、引続き、家庭と協力しながら進めていきたいと考えています。

- (2) 建物の老朽化に伴う建て替え等について具体的な計画の立案と生活介護事業を含めた事業内容を検討していく。

現在、事業所の建物は60年経過しております。強度行動障害の利用者も含め、利用者が活動する環境に合っておらず、建て替えに向けて部屋等の配置をすばる会議の中で検討しました。また、グループホームとの連携も検討し、予算や土地、補助金等についても具体的な検討を行いました。が、諸般の事情により、現実動くことが出来ませんでした。

- (3) 利用者一人ひとりに寄り添った個別支援内容とその内容に沿った統一した支援を行い、その実施した支援を振り返り、見直しをして支援していくという循環した考え方をを持ったチームづくりを継続していく。

個別支援を実施出来た部分では、会議の中で利用者支援の統一を図ることが出来ていたように思います。但し、実践になると職員個々の判断で動いてしまうこともあり、振り返りと実践を繰り返して支援を行うことは出来てもチームとしては課題が残ったように感じますので、継続して振り返りと実践をチームとして統一して行えるようにしていきたいと思っています。

- (4) 利用者支援や事業内容について、職員個人が考え、考えた内容を発信していけるようにすることと、発信した内容を検討できる環境を整えていく。

利用者のことを考え、その人が望む幸せをどのように形に表していくかを会議の中で発信してもらえるようにはなっています。しかし、チーム全員が思っていることを発信してもらっているかといと、まだまだ活発な意見の発信と検討は出来ていないと思いますので、会議の場面に関わらず、普段でも意見を言い合える関係づくりを目指していきます。

また、職員の働き方についても考え、利用者共々発展していけるように考えていきたいと

思います。

(5) 地域やご家族とのつながりを強くしていく事業を考え、実施していく。

活動と一緒にダンスをしてもらえる団体や音楽関係のボランティアの団体などに来てもらえるように発信をしていくことを考えていました。一部支援員から実際に声をかけてもらえるようにしていましたが、特に成果はありませんでした。また、外食を通してご家族に活動内容を写真でその場の雰囲気をお伝えすることもしてきました。ご家族との関係を強くすることは出来てきていると思いますが、地域とのつながりを強くする企画については、これからも継続して検討していきます。

(6) 利用者のご家族、成年後見人、関係機関との連携を密にしていく。

継続して、支援内容の情報提供を行い、利用者の家族からも家庭での情報を提供して頂いています。家族だけではなく、成年後見人や相談事業所など関係機関家族との情報共有を図りながら、利用者を支援するために、お互いの信頼関係を築いていきます。

利用状況表

令和8年3月31日現在

1. 利用人数

月	開所日数	利用者合計	送迎サービス延べ人数	平均利用者数
4月	23	460	685	20.0
5月	22	444	645	20.2
6月	21	431	630	20.5
7月	23	455	701	19.8
8月	18	357	539	19.8
9月	22	437	647	19.9
10月	22	406	597	18.5
11月	20	368	526	18.4
12月	21	398	570	19.0
1月	20	358	506	17.9
2月	20	353	504	17.7
3月	22	409	604	18.6
合計	254	4,876	7,154	19.2

2. 利用者の状況

(1) 利用者性別

男性：25名 女性：3名

(2) 利用者の年齢区分

18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～70歳	71歳以上
5名	1名	8名	9名	0名	3名	2名

(3) 利用者の障がい支援区分

障がい支援区分	3	4	5	6
利用者	2名	3名	7名	16名

(4) 利用者住居地区別

一色町	東豊浜町	村松町	上地町	津村町	船江	楠部町	中須町	御薊町
1	1	3	1	1	1	1	1	1
藤里町	浦口町	宮後	勢田町	小俣町	常盤町	大倉町	倭町	辻久留
1	1	1	1	2	1	3	1	3
宇治浦田	玉城町	東大淀町	大湊町	一之木町				
1	1			1				

共同生活援助(介護サービス包括型) ふらっと

1. 運営方針

法人の基本理念、基本方針の下、グループホームで生活する利用者を「地域の中で生活する人」として捉え、その利用者が希望する生活、その利用者らしい生活を実現させる為には何が必要かを検討し、支援者がチームとして支援していく。

2. 事業計画に対する実績報告

(1) 個別支援計画に沿った支援の実施と情報の共有

令和6年8月の虐待認定(ネグレクト)を受けて支援員会議を月2回開いてきた。個別支援の在り方について全員で意見を出して個別支援計画を見直してきた。まず支援員間の情報共有に重点を置き、統一した支援を行うために利用者の希望を丁寧に聴きとることに努めました。利用者のお気持ちをお聴きし、その情報を支援員間で共有することが出来るようになってきた。しかし、会議では議題が多くなり、早く対応しないといけない議題には支援方法等について結論を出すことは出来るようになっているが、時間がないことは変わりなく、議題の進め方については継続して検討していく。

(2) 他職種連携

ご家族、計画相談事業所や高齢者施設、ケアマネジャー等と連携し、身体的な低下に伴い高齢化施設へ移行していくケースの検討を行った。また、利用者と会社、他事業所との調整についても連携することが出来た。

(3) 相談体制

前年度と体制が変わり、管理者とサービス管理責任者が意見交換を行う機会を月1回設けてきた。また、朝、昼、夕と管理者が現場事務所へ出向き、様子や意見交換出来る時間を設けるようにしてきた。

(4) 環 境

日々の様子や通院等の記録については、記録システムを導入し、これまでの負担を軽減出来るようになった。使いこなせるまでには時間が必要ですが、支援員全員で上手く使えるよう考えている。また、事務所の環境ですが、業務の導線を考えたレイアウトに変更しました。不具合が出ると会議で検討し、必要があれば変更している。建物については、継続して既存の建物への移動を含め検討していく。

(5) 利用者の高齢化に対する対応

年齢の高くなった利用者も多く、要介護認定を受け、高齢ディサービスを利用する利用者もあり、ご本人の気持ちを大切にしながら、関係者とも相談し、今後も方向性を共有しながら利用者本人にとってより良い人生を送って頂けるように検討していく。

(6) 意思決定支援への取り組み

利用者の希望を聴きとり、日々の行動、将来の希望等を実現するために、ご本人と話し合い、担当支援員だけでなく、世話人やご家族、後見人、計画相談事業所等と相談し進めてきた。今後も利用者の気持ちに寄り添った支援を行っていく。

(7) 余暇活動の充実

今年度も1対1又は少人数で職員と外出することが多かった。しかし、イベントを全員に周知して募集することも行った。希望者が多い時には、実現に向けて具体的に会議等で検討しながら実施した。年齢や身体的なこともあり、利用者全員が一緒に行うということではなく、個人としての楽しみと全員での楽しみを考えながら余暇活動を考えていく。

(8) 防災への取り組み

会議の中で災害について協議をし、各コーポで食材などの備蓄品の用意や対策を考えている。

災害が起きた時の対応を継続して検討していく。

(9) 透明性の確保

施設運営サービスの透明性、質の確保、利用者の権利擁護を目的に、当事者、家族・後見人等、地域住民の代表者でメンバーを構成し、地域連携推進会議及び施設見学を実施した。今後も継続して透明性の確保に努めていく。

3. 利用者状況表

令和8年3月31日現在

性別	男性							女性					
年齢	29 以下	30 代	40 代	50 代	60 代	70 以上	計	18～30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	計
区分 2	2	0		0	0	1	3	0	0	0	0	0	0
区分 3		2		2	2	2	8	0	1		2	1	4
区分 4	0		3	1	3	3	10	0	1	1	1	3	6
区分 5	0				1	2	3	0	0			2	2
合計	2	2	3	3	6	8	24	0	3	1	3	6	12
就労	1		3	1		2	7		1	1			2
日中福祉サービス	1	※2		2	7	5	17		1		3	6	10
平均年齢			59.0 歳					62.6 歳					
全体の平均年齢			60.2 歳										
最高年齢			83 歳					80 歳					
最少年齢			23 歳					42 歳					
平均入居期間			19 年間					18 年間					
最長入居期間			34 年					30 年					

※就労しているが、日中活動の福祉サービスも利用している方1名。

4. 入退去者 退去者 他グループホームに移行 女性1名 病院への入院ため退去1名

共同生活援助(包括型)事業所 ポケット

1. 事業計画に対する実績報告

(1) 利用者の自己決定を尊重し、日常生活や社会生活において本人の意思や希望が反映された生活となるように意思確認や選好に十分な時間を取り、利用者の最善の利益に資すよう支援体制を図る。

利用されている方々の普段通りの生活スタイルを保つことを前提に、一人ひとりから出される相談や求められるサポートに対して、何を求められているのかをしっかりと理解し寄り添いながらも、主体者は利用者本人であることを共通認識として世話人会議等を通じて確認してきた。

ただ2年前に新しく利用をされた方以外の3名は、開設当初から利用されてみえる方々であるが、60代後半になられるお一人は、以前まで一緒に暮らしてきた方々が介護施設等へうつっていかれたことを思い出されつつ、ご自分の将来について考えられることが増えた。「最近体がえらくなったから、色々やってくれるところがいいな」と言われるが、それが本当の望みなのか、不安からくる気持ちを変換したことなのかをしっかりと見たてつつご本人が安心できる情報提供と対応に務めることが大切であることを成年後見人ならびに相談支援事業担当者と共に共有した。

他3名の方々においては、このままの生活を継続したいということ口頭で確認しており、同じく後見人等と相談支援事業担当者からも同意見をいただいている。

気持ちや願望はその都度移ろうものとして、適宜気持ちを尋ねながら最善の利益が何なのかを関係者一同で傾聴し向き合っていくことが必要と考えている。

(2) 虐待防止、身体拘束適正化への取り組みについて、法人と協働してより一層の支援の向上、人権擁護に努める。

令和8年2月10日午前 利用者が発言されたことに適切な受け止め方ができなかった世話人が部屋まで追いかけて腕をつかみ迫ったことで身体拘束による身体的虐待、ご本人から「こわい」という発言があったことで心理的虐待の2つが志摩市より認定された。また記録等からもこの時だけでなく、普段から適正な付き合い方、関係性が持ていないことが推測されることから、事業所として職員全員への障害特性や人権意識に関する理解を得る研修等の不足も要因にあると通知を受けた。

今後、法人虐待改善計画に準じながら、当事業所の重点課題に取り組み、年間計画をたてて県に提出し、改善を目指すことが最重要かつ最優先事項となった。

特に志摩市より指摘を受けた研修等による学ぶ機会の不足という点について、次年度からは支援員、世話人ともに積極的に研修を受講し、得た知識や技術等をもとに利用者支援を見直し、適切な関わり方が統一できることを目指す。またグループホームでは身体的拘束はないだろうという浅慮を反省し、今一度利用者の皆様からの要望等を管理者が定期的に伺い、事業所全員で共有しながら日常支援との差異がないよう支援を見直していく。そしてグループホームの運営上致し方ない状況でもあるが、利用者と支援者の1対1対応であることから生じる支援の悩みや相談事項について、職員定期面談を通じて管理者が把握し、内容によっては全員共有の課題として職員を孤立化させないための対策を再構築する。

今回、被害を受けられた利用者ならびに同事業所利用されている方々のご家族ならびに関係者の皆様に少しでも早く安心していただけるグループホームになることが最重要取り組みである。

(3) 高齢者に対して、適切な余暇支援と健康管理に努める

現在利用されてみえるお一人が、年齢を重ねたことで新しい生活の場を意識されつつあるのは上記したところである。ただこの方だけでなく、現時点での困り事は少なそうでも平均年齢が充分高い。そういった点からも利用者個々のニーズに合わせた支援を提供することは当然として、ハード等に関する不自由以外は支援面でカバーできることも常時意識を持っていく。その一助となる

ように管理者も月一回の利用者面談を実施しご意見、要望等を傾聴し職員間で情報共有していく。

(4) 感染症や自然災害時に起こり得る日常生活の支障を最小限であるように各 BCP（業務継続計画）の周知徹底を図る

今年度はグループホーム内での感染はなかったが、通所先での感染による一時閉鎖が何件かあった。日中活動事業所からも情報連携として電話をいただいたが、利用者自身がしっかりと伝達してくれ、休務になることから、普段できない掃除をしたり、趣味の時間として活用したりと自分時間をうまく過ごされていた。また感染予防のために一時的に自粛することが必要という理解が高く、また臨機応変の判断、行動が出来る方々であることを再認識した。

災害訓練では体力面で不安のないお二方が地域の避難訓練に参加された。高齢かつ行動が緩やかになられたお二方については、事業所内避難持ち出し袋のある場所や外に出て避難する前に建物内安全場所で一旦様子を見る等の簡易避難訓練を独自で取り組まれた。

(5) 施設の透明性の確保

地域連携推進会議及び施設見学について、当事者、家族・成年後見人、地域住民の代表者、福祉に知見のある立場の方に協力を得て、3月20日（金）14：00～開催した。その内容はホームページに掲載されている。

利用状況表

令和8年3月31日現在

(1) 年齢層

30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65～69歳	70歳以上	平均年齢
0	1	1	1	1		57.5歳

(2) 障害支援区分

区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	平均区分
1	1	2		0	3.25

(3) 療育手帳

重 度	中 度	軽 度
2	2	

(4) 主たる日中活動（全員送迎あり）

就労継続B型（社協）	生活介護（社協）	就労継続B型（NPO）	生活介護（NPO）
1	1	1	1

(5) 契約前の状況

一般家庭	独 居	知的障害施設	その他の施設	その他
2		1	1	0

(6) 後見人等の状況

成年後見制度利用		保護者（親族）	
後見人（社協）	保佐人（社協）	親	兄弟
1		1	2

特定・障害児相談支援事業所 いっぱ

1.事業計画に対する実績報告

(1) 基本業務（個別支援）

・基本相談、および利用契約に基づいたサービス利用支援・継続サービス利用支援を提供します。

・これら支援は、年間・月間計画にて計画的に実施するとともに、指定基準等を遵守します。

本人主体の総合的な支援を展開するために、ご本人の本当の想いやニーズを理解し、必要な支援を表現し、他者と想いを共有して、連携した支援を展開できる事を目指してきた。

具体的には、月間計画表を作成して確実に支援実施を行いながら、単独支援になりがちな相談支援業務の中で、定期的な共有機会、毎日の意見交換などを重ねてきた。

今年度、新規1名、終了4名（介護保険移行、居住地の移行、他事業所へ移行等）

(2) 地域づくり

・個別支援において、地域支援ネットワークの構築を図るとともに、個別課題から地域の課題解決に繋がるように（自立支援）協議会等への参画等を通じて地域づくりに努めます。

（地域課題の報告、（自立支援）協議会や相談支援ネットワーク会議への参画・参加・協力 等）

基本業務の中でサービス事業所や他分野との繋がりを深化・拡大させてきた。

地域課題へは、伊勢市障害者施策推進協議会の中に参画し、地域生活支援拠点チーム代表や相談支援ネットワーク会議の代表著して活動を継続してきた。

(3) 資質向上

・常に自己の姿勢や支援を事業所内等で振り返るとともに、効果的に研修等に参加して学びと還元を継続しながら、高め合う職員集団の形成を目指します

（日々の支援共有や意見交換、自身の支援の振り返り、加算取得研修を含む資質向上のための研修参加、内部外部の事例検討等の実施及び参加 など）

定期的な共有機会、および日常的なご本人の想いや必要な支援、連携のあり方等の意見交換を継続。これを積み重ね、価値の共有、視点の拡大、高め合う職員集団を作ってきた。

その他、伊勢市主催の相談支援ネットワーク会議への企画や参加を通しての資質向上、あるいは、外部研修（下記に記載）として法定研修や加算取得研修を始め、効果的と思われる研修への参加を続けてきた

(4) 業務や収支の改善、および持続可能性

・運営方針等を踏まえた上で、機能強化等にて加算等を適切に取得することで収入の増加を図り、収支の改善を目指します。

・運営体制の充実化や業務の効率化への改善・工夫を図ることで、相談員の負担軽減や分散化を促進し、持続可能な事業運営を図ります。

（法人事業所との相互理解促進、モニタリング受領の文書化等の工夫、ICTの活用検討、地域全体での改善検討、新規利用者受入れ方針の定期検討、加算取得研修への計画的な参加、報酬改定を踏まえた加算取得要件への対応、効率的な加算取得の方法の検討・実施（法人事業所との連携等） など）

以前からの残業が続く現状に対し、音声自動テキスト化要約機器（Paud Note）を導入させて頂いたり、業務効率化やBCP対応として業務データをクラウド保存化（Google

Drive) する運用を開始させて頂く等の、業務改善を図ってきた。収入は、契約者数の減少と市独自補助金の大幅減額により減少となっているが、利用者新規契約もさせて頂きながら、また高次脳機能支援養成研修の終了による新加算取得開始など、可能な限り収支の維持改善を図れるようにと努めてきた。また人員体制としても、今年度、事務員が相談支援初任者研修を修了し相談支援専門員となって頂くという体制整備を図ってきた。

引続き、収支改善による事業継続、必要な支援提供と業務量の両面改善による職員モチベーション維持継続、この両面から持続可能な事業運営の模索を続けていく必要がある。

(5) 法人との連携

・法人事業所との利用者支援を通じた協働や、地域ニーズと法人事業との融合を図ること等による法人理念への貢献

(サービス等利用計画と個別支援計画の相互の向上、地域資源の紹介や利用支援、法人への地域ニーズ等の報告、法人と地域の連動した相互の課題解決への貢献 等)

基本業務の中で、法人内事業所と相互に支援向上が図れるように、別の立場・事業としての業務実施を心がけてきた。また、法人外の事業所・専門機関の紹介や導入を進め、他法人他事業所の良い面が法人内に反映されるように努めてきた。

その他、法人の今後の事業展開等を検討頂く一助になるように、地域と接しやすい相談支援が情報提供を行うことが本事業の存在価値の1つであると信じ、地域ニーズの報告、他事業所の状況や取組み、行政計画や制度が目指すものの共有などに努めてきた。

2.活動内容等

(1)伊勢市相談支援ネットワーク会議

毎月1回 各相談員参加

(会議当日以外にも企画立案、主任相談支援専門員・代表として全体検討や調整等に参加)

(2)いっぽ会議

週1回程度実施(ケース共有、支援検討、事業内容検討、業務改善検討、研修・会議報告、課題検討(緊急・災害など)等を実施)、その他 いっぽ事業運営等にかかる内部検討会議等

(3)その他外部研修、加算のための研修等参加

三重県相談支援従事者初任者研修、三重県高次脳機能支援養成研修、三重県専門コース別研修(障害児支援)、三重県精神保健福祉専門研修、R7年度相談支援・就業支援セミナー、伊勢市虐待防止権利擁護研修 等

3.支援状況(令和7年4月1日～令和8年3月31日まで)

○計画等作成件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画	11	15	13	8	10	10	14	7	10	6	11	13
モニタリング	28	27	38	34	36	36	26	36	44	36	36	36

令和7年度 伊勢市障がい者基幹相談支援センター 事業報告

(障がい者基幹相談支援センター)

No.	業務内容	達成目標	事業内容	取組内容(評価)
1 (1)	総合的・専門的な相談支援の実施 障がいの種別や各種ニーズに対応した相談支援	・福祉総合支援センターにおいて、3障がいに対応した困難な事例等について、相談支援を実施する。	・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として相談等の業務を総合的に行う。	地域相談、計画相談等の相談員、福祉総合支援センターより相談があった、複雑、困難な状態にある方の支援について、事例検討を行う、ケース会議に参画する、直接面談を行うなどの方法を用いて、課題の把握と解決に向けて後方支援を行った。 ・行動障害等の課題を抱える当事者、支援を行う支援者の相談、支援を行った。 【評価】 地域相談、計画相談員に対し、対応が困難な「複雑・困難事例」について、後方支援を展開した。 具体的には、事例検討やケース会議への参画に加え、同行支援を実施した。現場の支援者が実践可能な具体的な支援の提案や環境調整の助言を行った。
1 (2)	総合的・専門的な相談支援の実施 困難事例の相談支援	・地域相談支援センター(指定特定相談支援事業所等)と連携を図り、困難と言われるケースに対し相談支援・後方支援の実施する。	・重層的な課題を抱える等、障がい福祉サービス等の利用だけでは解決することが困難な障がい者及び障がい児並びにその家族に対し、関係機関と連携した対応を行う。	・委託相談より参加依頼のあったケース会議や、ケースへの支援について、一緒に考えさせて頂く機会をもった。 ・委託相談員との定期的なケース共有や、担当者会議(成人、児童)を行い、情報の共有と今後の支援の方向性を確認した。 【評価】 委託相談支援事業所との連携体制を構築し、地域の相談機能の質的向上に努めた。 具体的には、依頼のあったケース会議への参画を通じ、困難事例に対して「共に考える」件走型の後方支援を展開した。また、成人・児童の両分野における担当者会議や定期的なケース共有を行い、各ライフステージに応じた課題を早期に把握し、関係機関との支援について共有する体制を維持することができた。
2 (1)	地域の相談支援体制の強化の取組 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言	・相談支援ネットワークグループ会議における支援者支援を行う。 ・地域体制強化共同支援加算に関連する事例検討等を実施し、地域課題の抽出と課題解決に向けた協議を行う。 ・法制度や運営面及び専門分野などの情報交換、共有を行う。	・地域の相談支援事業者が直面する様々な困難ケース等の実務に関し、専門的な助言等を行う。	・相談支援ネットワークグループ会議の事務局として、会議調整等事務局の機能を担い、制度にある取得可能な加算についての理解のための企画や、協働体制の研修などを行い、一人事業所の計画相談事業所が相談できる体制を知り、伊勢市全体の事業の安定を考える機会をもつことができた。 【評価】 相談支援ネットワークグループ会議の事務局として、月1回の会議調整に加え、「地域全体の相談支援の安定」を考え運営を行った。取得可能な加算に関する学習機会や協働体制の研修を企画し、各事業所が制度を正しく活用して安定的に運営できるよう支援した。特に、孤立しがちな「一人事業所」の相談員に対し、地域全体で支え合う体制(バックアップ体制)を周知・体感してもらったことは、伊勢市全体の相談支援体制の維持において大きな意義があったと考ええる。 個々の事業所の不安解消と専門性の向上を考えたと取り組みを行うことができた。

No.	業務内容	達成目標	事業内容	取組内容(評価)
2 (2)	地域の相談支援体制の強化の取組 地域の相談支援事業者の人材育成の支援	・地域の実情から見えてきた支援者支援の課題について、効果的な人材育成(研修等)が実施できるよう協議会と協働しながら計画・実施する。 ・重層的支援体制の中で、必要時には相談連携を行う。	・地域の相談支援事業者を対象とする研修会の企画・運営、事例検討会の開催、サービス利用計画の点検・評価等により、相談支援事業者の人材育成の支援を行う。	・相談事業所ネットワークグループ会議を月1回事務局として開催した。年間での取り組み内容を計画的に行うことで、相談員に必要な知識を得る機会や研修開催、会議内での事例検討や、高齢分野との制度等を知る機会などの連携を行い、今後の連携について考える機会をもつことができた。 ・三重県の人材育成への参画、相談支援従事者初任者研修、市町実習を市内の主任相談支援専門員の方とともにに行った。 【評価】 ・相談事業所ネットワークグループ会議の事務局として、月1回の定期開催を完遂し、地域の相談支援体制の「質の維持」と連携の強化を行った。 ・年間計画に基づき、高齢分野の制度学習や事例検討を組み込んだことで、相談員が自身の担当領域を超えた多角的な視点を持つ機会を提供できた。分野を超えた顔の見える関係性が強化されることができれば、今後の相互連携につながると考える。 ・三重県の人材育成事業(初任者研修・現任研修の市町実習)への参画を通じ、市内の主任相談支援専門員と共に、相談員の養成に尽力した。実習指導を通じて、市の支援体制を客観的に捉え直すとともに、人材育成に貢献できたと考える。
2 (3)	地域の相談支援体制の強化の取組 地域の相談機関との連携強化の取組	・伊勢市障害者施策推進協議会各会議の場や個別調整会議等の場で地域の相談機関(相談支援事業者、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等)に関する各種の相談機関等)との繋がりをもち、障がい福祉担当者会議について、共有が必要なケースを中心に地域相談支援センター、保健所等と連携する。	・相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療・教育、就労等に関する各種の相談機関等との連携を強化するための取り組みを行う。	・基幹相談に相談があったケース等について、必要な機関と情報共有、支援の係計を行った。記載されている全ての関係機関との深い連携構築には至っていない。 ・みえる輪ネットワークに参加した。 ・プロジェクトチーム関係の地域連携会議を市と協働で行い、災害時に關する検討を行なうて頂くことができた。 ・地域生活定着支援センターの職員と面談し情報交換を行った。 ・学校教育コーディネーターの研修会に参加したり、学校での研修会について、プロジェクトチームと行うことができた。 ・仕事の相談等について、いくると情報共有し、連携を行った。 【評価】 ・基幹相談支援センターとして、障害福祉領域に留まらず、司法(弁護士等)、教育(学校)、就労(いくる)、防災(市との連携会議)といった多分野とのネットワーク構築を行った。 ・災害時支援の検討や学校現場との研修会実施は、地域の将来的な課題に対して意義深い取り組みとなった。また、個別ケースにおいても関係機関との情報共有を行い、支援検討を実践した。 ・一方で、記載された全関係機関との日常的な協働体制の構築については実践できなかった分野もあった。

No.	業務内容	達成目標	事業内容	取組内容(評価)
2 (4)	地域の相談支援体制の強化の取組 指定計画相談支援事業所等の確保(市と協働)	相談支援従事者の養成カリキュラムにおける市町実習の受け入れ対応を行う。	指定計画相談支援事業所等の確保(市と協働)	- 相談支援従事者初任者研修、現任者研修に係る市町実習の企画運営を市と協働して行った。 【評価】 - 三重県の相談支援従事者初任者研修および現任者研修における「市町実習」の企画運営を、主任相談支援専門員の方や市と協働して行った。 - 単なる実習の受け入れにならないよう、実習生が地域のネットワークや多職種連携の実能を養えるよう、効果的な運営を行った。特に、市内の主任相談支援専門員と連携し、実習生に対して専門職としての視点を伝えることで、質を担保した相談員の育成を行った。
3 (1)	地域移行・地域定着の促進の取組 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	地域移行について、必要な情報を整理し、地域移行について協議会と協働しながらフローチャート等を作成する。	障害者支援施設や精神科病院等に入院・入所している障がい者等の地域生活への移行に向けた活動を市や保健所と連携して行う。	- 地域移行について必要な情報整理には至らなかったため、フローチャートの作成には着手できなかった。 - プロジェクトチームの取り組みの中で、緊急時の受け皿について不足している状況があり、今後検討を重ねる必要があると思う。(地域移行の際にも地域での受け皿が必須であるため) 【評価】 - 地域移行支援の仕組みづくりにおいて、今年度は情報の整理が十分に進まず、当初予定していたフローチャートの作成はできなかった。 - プロジェクトチームでの活動を通じて、地域移行を考えるためには、手順の整備だけでなく、「地域における緊急時の受け皿」の不足という根本的な課題を改めて浮き彫りにすることができた。この「受け皿」の確保は、地域移行後の生活を考えるために不可欠な要素である。移行時の地域の受け皿を考えるためには、移行の対象者がどれくらいいるかという対象者把握を行うことが必要であると思った。
3 (2)	地域移行・地域定着の促進の取組 地域生活を営むための体制整備に係るコーディネート	- 伊勢市障害者施策推進協議会に設置されている各課題を検討する会議や相談支援ネットワークWG会議等の場で、地域生活を支える体制整備に関する協議を行う。 - 地域相談支援センターより相談があった支援について共に考え支援について検討する。	- 地域移行・地域定着における相談支援事業所のバックアップ及び体制整備に係るコーディネーターの役割を担う。 - 伊勢市地域生活支援拠点事業や避難行動要支援者(重度障がいのある人や医療的ケア児者など)の災害時の支援においても同様の役割を担うこととし、緊急時や災害時の対応に当たっては、相談支援事業者の後方支援を行う。(夜間・休日の対応については、携帯電話による体制も可)	- 委託相談支援センターに配置される地域生活支援拠点コーディネーターの取り組み状況について、地域生活支援拠点プロジェクト会議にて状況把握を行い、課題となった出口支援(地域での受け皿)について検討して頂くことができた。 - 拠点登録者の緊急プランについて、情報を頂いた。 【評価】 - 地域生活支援拠点プロジェクト会議を通じ、拠点コーディネーターの活動状況を把握するとともに、地域全体で取り組むべき優先課題を明確化した。 - 拠点登録者の「緊急プラン」の情報を共有・整理したことで、実効性を高める一助となった。また、現場の課題として浮き彫りになった「出口支援(地域での受け皿)」の不足について、プロジェクト会議の場で検討頂けたことは大きな成果である。 - 個別の緊急対応と、地域資源の不足という構造的課題の両面から検討したことで、次年度に向けた具体的な検討の方向性を共有することができた。

No.	業務内容	達成目標	事業内容	取組内容(評価)
4 (1)	権利擁護・虐待の防止 成年後見制度の活用促進	・申立て助成や後見等報酬助成の申し立てについて、伊勢市成年後見サポートセンターとの申し立て支援の相談連携を行う。	・判断能力が不十分な為、日常生活に困っている障がい者等に対して、自立した地域生活が安心して送れるよう、成年後見制度の活用のための支援を行う。 ・また、養護者による障がい者への虐待がある場合、申し立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認められるときは、速やかに本市に当該障がい者等の状況等を報告し、市長申立てを視野に入れた支援を行う。	・虐待通報案件について、伊勢市成年後見サポートセンターきぼうに連絡。協力をお願いした。 【今後】伊勢市成年後見サポートセンターきぼうとの連携をとり、必要とする方の相談について、支援を頂けるよう、今後も連携を行う。
4 (2)	権利擁護・虐待の防止 消費者被害の防止	・個人の消費者と事業者との間に生じた契約上のトラブルに関する相談等は、伊勢市消費生活センターと連携し、かつ具体的に成年後見人等による支援が必要な際は、伊勢市成年後見サポートセンター等と連携し相談支援に取り組む	・養護者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について相談に応じ、関係機関(伊勢市消費生活センター)等を紹介する。	・障がい者地域相談支援センターと連携をとり、困難な状態になっている個別事案について、対応を協議し、必要な支援につなげて頂くよう、後方支援を行った。 【評価】障がい者地域相談支援センターと連携のもと、対応が困難な個別事案に対し、基幹的な立場から後方支援を展開した。課題が複雑化したケースにおいて対応協議の場に参画し、多職種連携を行うことで、適切な専門支援への移行を行った。
4 (3)	権利擁護・虐待の防止 障がい者差別の防止・対応	・地域の相談支援ネットワークと必要時には連携を行う。 ・市が行う合理的配慮に関する取組への参加や協力を行う。	・障害を理由とする差別解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に関する施策実施への参画	・差別解消の窓口への相談等について、市各課での対応となることが多かった。 ・相談支援専門員等より、障がい福祉サービス事業所等の配慮が足りないと思われる対応等相談を頂いた時には、必要な対応等について助言等を行った。 ・権利擁護と差別解消の相談について適切な相談につなげることの重要性を実感した。 【評価】差別解消に関する相談窓口が市各課に分散している現状において、当事者の具体的な相談内容や差別事案を把握・集約することの難しさを痛感した。 - この課題に直面したこと、権利擁護の視点に立った「適切な専門機関への迅速なつなぎ」がいかに重要であるかを再認識し、必要な役割として認識する機会となった。

No.	業務内容	達成目標	事業内容	取組内容(評価)
4 (4)	権利擁護・虐待の防止 障がい者虐待の防止・対応	・虐待通報等に対応できる体制を整え、虐待防止マニュアルに沿った通報受付、対応を実施する。 ・相談、通報事案の課題抽出について、個別の事案から課題を抽出して検討する。 ・研修会の開催	・障がい者虐待に関する通報又は届出を受理し、当該障がい者について市が行う安全確認その他事実確認のために必要な情報収集を行い、本市その他関係機関等(コアメンバー)と対応について協議する。(夜間・休日の日中の対応については携帯電話による体制も可) ・また、養護者による障がい者虐待防止のため、障がい者等及び養護者に対して、相談、指導、及び助言を市と連携して行う。 ・障がい者虐待防止及び養護者支援に関して、事業者向け研修会を開催する。なお、事業者向け研修会のほか、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を市と連携して行うものとする。	・相談、通報のあったケースを書面に記載し、市に報告した。 ・事実確認の協力を行った。 ・ケースの支援について、市と共同して支援を行った。 ・相談、通報のあったケースを書面に記載し、市に報告した。 ・週1回市と協働し、コア会議を開催した。 ・事実確認を行った。 ・実践につながる内容等を協議し、12月に研修会を開催した。 【評価】 虐待防止および権利擁護の窓口として、市との協力体制のもと、通報・相談事案に対しては、書面報告と事実確認を行い、支援を市と共同して行った。市と週1回開催している「コア会議」は、個別ケースの状況確認を行ない、必要な支援方針を共有する上で有効に機能した。 また、これらの実践から得られた課題のもと、12月には実務に即した研修会を企画・開催した。
5	医療的ケア児等コーディネーター配置事業	・伊勢市在住の医療的ケア児の実態把握、課題把握等を行う。(協議会と連携) ・協議会の会議等で、課題解決に向けて検討を行う。 ・みえる輪ネット(コアメンバー)への参画や他市町の取り組み情報の収集を行う。	・医療的ケア児等コーディネーター(医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者)を配置し、保健・医療・福祉・子育て・教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等及びその家族をつなぐ。 ・医療的ケア児支援のための協議の場(みえる輪ネット、伊勢市障害者施策推進協議会及び部会)に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する。	・みえる輪ネットに参加し、情報収集を行った。 ・みえる輪ネットコア会議に参加した。 ・はれる和スーパースタッフチームに所属 ・医療的ケア児者プロジェクト会議において、レスパイト、ハンドブックを実行の有る内容に整えることができ、次の課題となる災害時等の検討を行い、地域会議が開催できた。 【評価】 地域連携の軸であるみえる輪ネットおよびそのコア会議、スーパースタッフチームに継続的に参画し、多職種連携と相談支援の質的向上に取り組んだ。 医療的ケア児者プロジェクト会議においては、レスパイト体制の整備やハンドブックの作成を行う検討を進めて頂くことができ、当事者家族が直面する課題に対して実効性の高い成果物を提供することができた。 災害時等の緊急対応を次なる議題に設定し、地域会議の開催を通じて関係機関との共通認識を共有する機会を設けることができた。

No.	業務内容	達成目標	事業内容	取組内容(評価)
6	地域生活定着支援センターとの連携強化事業	・伊勢市に居住されていた方の実態把握、地域生活定着支援センターとの情報交換等を行う。 ・関係機関等から専門的なノウハウを頂き、地域センター(指定特定相談支援事業所等)等と共有する。 ・課題について協議会等へ報告、必要な検討を行う。	・障がい者等が、矯正施設、留置施設等からの退所後に実際に生活を営もうとする際円滑に福祉サービス等を利用できるよう、地域生活定着支援センターとの連携をより促進するため、連携強化コーディネートを設置する。 ・地域定着支援センターからの依頼に応じ、同センターとの連携のもと、対象者の意向、状態等を勘案して地域の相談支援事業所及び障がい者他福祉サービス事業所等の円滑な利用に向けた対象者や地域生活定着支援センターとの調整 ・対象者を受け入れた事業所等に対して、事業所独自では解決困難な課題を図るための後方支援 ・矯正施設退所者への対応に関して専門性、ノウハウを有する事業所等、支援者の育成のための取組 - 及び受入が可能な事業所等の増加に向けた取組、地域生活定着支援センターとの定期的な協議・情報交換の実施等	地域生活支援センターとの情報等共有について、今年度市内の対象者となる方の情報について共有はなかった。 市内在住の当事者への支援について、地域相談支援センター、サービス事業所と連携し、必要な相談、専門職へのつなぎ、同行支援を行い、円滑に支援が行われるように連携を行った。 【評価】 今年度、地域生活定着支援センターとの対象者情報の事前共有はなかったものの、地域相談支援センターやサービス事業所と緊密な連携を維持し、個別の相談に対して対応した。 特に、専門職へのつなぎだけでなく、同行支援を積極的に実施したことで、当事者が途切れることなく支援につながる環境を整えることができた。このプロセスにより、関係機関との信頼関係も強化され、結果として円滑な地域生活継続につながったと考える。
7	伊勢市障害者施策推進協議会への参画	・第2期障がい者計画及び第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画に基づき、伊勢市障害者施策推進協議会に関係する会議(相談支援ネットワークグループ会議、事業所ネットワーク会議等)を開催し、計画が進められるように会議運営等を市と協働で実施する。 ・地域課題の解決に向けた実践等の報告・共有や情報共有、交流を行う。 ・関係機関等と障害施策の運動に取り組む	・伊勢市障害者施策推進協議会及び部会等の企画・運営等へ主体的に参画する。	・伊勢市障害者施策推進協議会に位置づけられている、プロジェクトチーム会議(5テーマ)の開催、相談支援事業所ネットワークの毎月の開催、事業所ネットワーク(8月就労、3月全体会(予定))人材の研修会(5月、11月)を開催した。 ・伊勢市障害者施策推進協議会全体会へ参加した 【評価】 伊勢市の障害者施策の基盤となる5テーマのプロジェクトチーム会議、および毎月の相談支援事業所ネットワークグループ会議において、事務局として円滑な運営を行った。 会議の開催にあたっては、事前に事務局会議や運営会議を重ねることで、論点の明確化等会議での検討について、必要な議論が行えるように資料などの準備も丁寧に確認するなど事務局運営に努めた。また、人材研修や就労支援の事業所ネットワークグループ会議など、学びの場を提供し、地域全体の支援向上にも力を注いだ。 伊勢市障害者施策推進協議会等の広域ネットワークにも参画した。 伊勢市の施策推進を支える事務局機能を果たせたと評価する。
8	その他	基幹相談支援センターホームページの内容を充実していく。		・ホームページを開設し、協議会等の開催時の記事掲載や、ビジネスパークいせ参加時の記事の掲載を行った。 【評価】 ホームページを開設し、地域に向け情報発信を推進した。協議会の開催報告を継続的に掲載することで、施策推進協議会を知って頂くとともに、ビジネスパークいせ参画時の記事掲載などを通じ、福祉の仕事の重要性を啓発した。

※自己評価(5:達成した上でさらに発展、4:目標達成、3:ある程度目標達成、2:殆ど達成しなかった、1:全く達成しなかった)

令和7年度 【 会議・研修等への出席 】

社会福祉法人 三重済美学院

月	日	会議・研修等名	月	日	会議・研修等名
4	24	三知協 令和7年度 第1回研修委員会			
5	7	令和7年度 第1回東海地区代表者会議	11	19	令和7年度 三重県障害者虐待防止・権利擁護研修 【障がい福祉サービス事業所等コース】
	9	三重県児童虐待防止保護者支援実証事業 「CPA説明会＋イライラしない子育て講座」		20	令和7年度 高齢者・障害者施設向け感染症対応力向上研修
	13	伊勢市人材確保・育成研修		20・21	第22回 全国児童発達支援施設運営協議会（広島大会）
	15	安全運転管理者講習		21	令和7年度 三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT） 資質向上研修
	16	副安全運転管理者講習		25	三知協 令和7年度 第4回研修委員会
	22	社会福祉施設職員新任研修「社会人としての基礎・マナー～」		25	メンタルヘルス研修会
	22・23	令和7年度 三重県主任相談支援専門員研修		27	令和7年度 伊勢市障害者施策推進協議会 第2回人材育成研修会「発達障がいのあるかたの理解について」
6	29	令和7年度 退職手当共済制度初任者実務研修会	12	27・28	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修
	5・6	令和7年度 リスクマネジャー養成研修会（上級編）		27・28	第61回 全国知的障害福祉関係職員研究大会（福島大会）
	11～13	令和7年度 三重県主任相談支援専門員研修		1	サービス事業所見学会
	13	精神・発達障害仕事サポート養成講座		3	企業説明会
	16～29	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修 【講義動画視聴】		4	令和7年度 第1回女性相談支援員等研修会
	19	CAPプログラム等に係る「職員ワークショップ」		4	令和7年度 高齢者・障害者施設向け感染症対応力研修（集合型）
	25・26	令和7年度 三重県相談支援従事者初任者研修		4・5	令和7年度 日中活動支援部会全国大会北陸地区新潟大会
7	30	高齢者・障害者施設向け感染症対応力向上研修	1	4・5	令和7年度 キャリアパス対応生涯研修課程「初任者研修」
	2	三知協 令和7年度 第2回研修委員会		8	令和7年度 課題別研修会「職員交流研修会」
	3	第1回総会・経営セミナー		19	令和7年度 児童福祉施設等職員・児童相談所職員合同研修会
	3・4	令和7年度 全国女性自立支援施設長等研究協議会・総会		22	令和7年度 三知協 第2回施設長会議
	3・4	令和7年度 三重県相談支援従事者初任者研修		22	令和7年度 三知協 第4回役員会
	3・4	強度行動障がい支援者養成研修【基礎】		24	令和7年度 伊勢市障がい虐待防止権利擁護研修会
	8	玉城わかば学園 福祉事業所対象学校見学会		13	志摩市地域自立支援協議会 障がい者虐待防止研修
	10・11	全国知的障害関係施設長等会議		23	発達障がい理解促進事業による講演会
	11	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修		23・24	令和7年度 全国厚生事業団体連絡協議会研修会議
	14	三知協 新任職員研修会		27	令和7年度 伊勢市障害者施策推進協議会 事業所ネットワークグループ会議（居住系）
	16・17	キャリアパス対応生涯研究課程「初任者研修」		28・29	令和7年度 三重県専門コース別研修（障害児支援）
	17・18	強度行動障がい支援者養成研修【実践】		30	三知協 第2回実行委員会（64th東海地区施設長等研究協議会）
8	22	三知協 令和7年度 第1回役員会	2	3	令和7年度 退職手当共済制度実務研修会および資産運用関連説明会
	28	三知協 令和7年度 第1回施設長会議		6	令和7年度 三知協障害者虐待防止等研修会
	28	令和7年度 三重県相談支援従事者初任者研修 伊勢市実習①		5	農業連携事業者向け有機農業研修会「有機農業推進セミナー」
	28	令和7年度 障がい福祉サービス事業所職員等基礎研修		6	令和7年度 虐待防止研修講師西田教授との情報交換会
	18	2025年度 接遇講習会【管理職向け】		10	青年後見人等と施設との連携について
	22	令和7年度 三重県相談支援従事者初任者研修		12	令和7年度 三知協 第2回東海地区代表者会議
	29	三知協 令和7年度 第1回役員会		12・13	令和7年度 第2回民営女性自立支援施設長会議
	2～10/1	令和7年度 経営セミナー「職場風土で生産性向上～現場の力を引き出す組織文化の再設計から」	3	13	障がい者雇用のための企業と支援機関の交流集会2026
9	4・5	令和7年度 第1回民営女性自立支援施設長会議		15	第16回 みえ歯ートネット研修会
	10	令和7年度 国勢調査特別調査区調査員事務説明会		16	令和7年度 第2回総会・都道府県セミナー（後期）
	11・12	三知協 第63回東海地区知的障害者関係施設長等研究協議会		27	令和7年度 三知協 第5回役員会
	11・29	サービス事業所等見学会		5・6	令和7年度 部会協議会 並びに全国支援スタッフ委員会代表者会議
	16	テーマ別研修会（神経発達症群・感情爆発の障害）			令和8年度 申告申請用障害者雇用納付金制度事務説明会
	18・19	令和7年度 三重県相談支援従事者初任者研修		10	伊勢市子ども発達支援プロジェクトチーム会議
	18・19	令和7年度 第36回 全国グループホーム等研修会 （東北地区大会inやまがた）		11	三県・施設意見交換会（オンライン）
	24・26	令和7年度「障がい者サポーター養成講座」		12	令和7年度 伊勢保健所管内給食施設従事者研修会
	26	令和7年度 課題別専門研修Ⅴ 「福祉職員のためのカスタマーハラスメント研修」		24	令和7年度 伊勢市障害者施策推進協議会「全体会」
	29	サービス事業所等見学会			定時評議員会・評議員会・理事会
10	1・2	第62回東海地区知的障害者関係施設職員等研究協議会 （岐阜大会）	施設 内 会 議 ・ 研 修		所管長会議・運営会議・防火（災）対策員会
	8	三知協 令和7年度 第3回研修委員会			サービス管理責任者会議（権利擁護委員会）
	15・16	令和7年度 キャリアパス対応生涯研修課程 「チームリダーコース」			児童部会
	20	三知協 令和7年度 第3回役員会及び 第1回東海施設長実行委員会			済美寮支援会議・済美寮日中活動会議
	22	事業所ネットワーク会議（居室系）			広報委員会・法人研修委員会・地域交流委員会
	30	第13回 三重県自閉・発達障害支援センター研修会 「強度行動障がい児の理解と支援について」			身体拘束適正化委員会
	31	令和7年度 全国女性自立支援施設等連絡協議会 東海・近畿・北陸ブロック女性自立支援施設長会議			虐待防止委員会・虐待防止研修（意思決定支援）
	9末～ 10月末	令和7年度 三重県障害者虐待防止・権利擁護研修 【共通講義】You Tubeによる講義視聴			安全衛生委員会
					給食会議（児童・済美寮）
					栄養ケア会議（済美寮）
					人材育成研修委員会
					看護師打ち合わせ
					日中一時・短期入所調整会議
					救命講習（伊勢市消防本部主催）
					各行事実行委員会

令和7年度 【 施設行事 】

社会福祉法人 三重済美学院

月	日	行 事 名	月	日	行 事 名
4	1	年度始業式	11	21	5 年目職員研修
	1	第 1 回法人新任職員研修		21	厚生小学校（学校開放デー・作品展示）
	7	玉城わかば学園との連絡協議会		22	ナイスハートふれあいのスポーツ広場
	7	伊勢市立厚生小学校始業式		23	第 3 回廃品回収
	8	花まつり		29	三重県ボーリング大会
	8	護国塔供養	12	4・18・21	ペーカリーショップ「トム」 ばん販売
	8	玉城わかば学園入学式・始業式		23	玉城わかば学園終業式
	9	伊勢市立厚生小学校入学式		23	厚生小学校終業式
	18	第 2 回法人新任職員研修	1	7	玉城わかば学園冬季休業終了
	24	創立記念日		7	厚生小学校冬季休業終了
5	15	第 3 回法人新任職員研修		8	玉城わかば学園 3 学期始業式
	16	伊勢市立厚生小学校（春の遠足）		18	厚生小学校 3 学期始業式
	24	監事監査		8・12・22	ペーカリーショップ「トム」 ばん販売
	25	第 1 回廃品回収		18	上社神社新春大祭奉納獅子舞
	31	第 1 回理事会		21	支援計画新任職員研修
31	フライングディスク大会	28		テーマ別研修会（防火災対策）	
6	8	ポッチャ交流大会	2	5・8・19	ペーカリーショップ「トム」 ばん販売
	14	三重県ふれあいスポレク祭り（四日市ドーム）	3	2	院内研修「介護技術と高齢者ケア」
	21	定時評議員会		2	院内研修「4 年目実践発表」
	21	第 2 回理事会		5・8・19	ペーカリーショップ「トム」 ばん販売
	26	全館消毒		6	玉城わかば学園卒業式
7	3・13・24	ペーカリーショップ「トム」 ばん販売		12	玉城わかば学園高等部一日入学
	7	総合防災訓練		14	第 4 回理事会
	10	玉城わかば学園スクールバス非常時訓練		19	玉城わかば学園終了式
	18	厚生小学校1学期終業式		20	玉城わかば学園学年末休業～4/8
	22	玉城わかば学園 1 学期始業式		25	厚生小学校終了式
	21～8/31	厚生小学校夏季休業		28	第 3 回評議委員会
	23	玉城わかば学園1学期終業式	実 習		
	24～8/31	玉城わかば学園夏季休業	6/2～6/10	高田短期大学① 社会福祉実習	
8	6・18	生活習慣病予防検診	6/11～6/19	高田短期大学② 社会福祉実習	
	7・17・28	ペーカリーショップ「トム」 ばん販売	8/4～8/13	皇學館大学 保育実習	
	20	第 2 回支援計画新任職員研修	8/18～8/22	小・中学校教員に係る介護等体験実習	
	24	第 2 回廃品回収	8/19～8/23	高田短期大学 社会福祉実習	
	26	音楽を楽しむ会	8/25～9/3	ユマニテク短期大学① 保育実習	
	27	ポッチャ教室	9/4～9/13	ユマニテク短期大学② 保育実習	
	9	3	3年目研修	8/18～8/22	小・中学校教員に係る介護等体験実習 1班
9		4年目研修	9/15～9/19	小・中学校教員に係る介護等体験実習 2班	
11・28・25		ペーカリーショップ「トム」 ばん販売	9/22～9/26	小・中学校教員に係る介護等体験実習 3班	
17		第 3 回支援計画新任職員研修	9/29～10/3	小・中学校教員に係る介護等体験実習 4班	
18		県によるモニタリング	10/6～10/10	小・中学校教員に係る介護等体験実習 5班	
24		明野高校見学	10/13～10/17	小・中学校教員に係る介護等体験実習 6班	
10	24～26	玉城わかば学園高等部修学旅行	10/20～10/24	小・中学校教員に係る介護等体験実習 7班	
	4	厚生小学校運動会	10/27～10/31	小・中学校教員に係る介護等体験実習 8班	
	5・9・23	ペーカリーショップ「トム」 ばん販売	11/10～11/14	小・中学校教員に係る介護等体験実習 9班	
	9	2 年目職員研修	11/17～11/21	小・中学校教員に係る介護等体験実習 10班	
	10	虐待防止研修	1/19～1/28	大阪国際福祉資格センターソーシャルワーク実習	
	19	さいび祭り	2/9～2/18	皇學館大学ソーシャルワーク実習	
	21	第 4 回支援計画新任職員研修	※調理実習の実施		
	31	第 3 回理事会	※買い物便の実施（児童施設・済美寮）		
11	31	大江寺福祉文化芸術祭～3日（作品展示）	※季節行事の実施（各施設）		
	5	済美寮 ミニレク祭	※DVD映画上映会		
	6	総合防災訓練	※すばるの休日営業実施		
	7・14	インフルエンザ予防接種	※嘱託医による検診を実施している		
	8	玉城わかば学園 「わかば祭」	※伊勢市消防署主催救命講習が年24回あり随時参加		
	13	三重県指導監査	※ペーカリーショップ「トム」 によるバン販売		
	17	第 2 回評議員会			
	20	ペーカリーショップ「トム」 ばん販売			

令和7年度 通院等の状況

寮舎別通院回数(往診を含む)

◆総受診回数: 3498 回(述べ数)

寮舎名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
児童部	18	20	32	20	16	20	20	21	28	27	22	21	265
山びこ	12	28	22	18	50	79	25	65	55	64	63	65	546
こだま	75	68	75	54	60	53	56	38	58	52	55	72	716
ひのき	41	25	35	25	59	49	63	66	72	43	65	53	596
さくら	28	35	39	15	33	37	26	25	8	24	8	35	313
ふらっと	76	81	80	86	78	86	91	93	67	87	85	94	1004
あかつき	11	5	10	2	1	4	7	2	1	3	2	1	49
ルーベン・ハイム志摩	119	132	101	128	110	113	114	110	115	109	113	115	1379

5198

科別受診回数(述べ数)

受診科名	
精神科(神経内科・心療内科等を含む)	819
内科(腎臓内科・循環器内科・消化器内科等を含む)	1710
外科(整形外科・脳神経外科等を含む)	356
眼科	168
産婦人科(産科・婦人科・乳腺外来等を含む)	66
泌尿器科(泌尿器科・肛門科を含む)	174
歯科(歯科・口腔外科等を含む)	1324
耳鼻咽喉科	284
皮膚科	235
その他(放射線科・リハビリ科・不明等)	62

受診医療機関別受診回数(述べ数)

医療機関名	通院	往診
いせはまごうくらす内科	0	0
なかむら心身医学クリニック	396	86
田所歯科	122	87
おかむね医院	571	531
デンタルクリニックたかはし		179
伊勢ひかり病院	166	
海野内科	251	
伊勢赤十字病院	165	
伊勢外宮前クリニック	51	
市立伊勢総合病院	187	
池田耳鼻咽喉科	215	
たけうち眼科	44	
あい歯科	129	
畑肛門医院	18	
右京歯科	83	
伊勢市休日・夜間応急診療所	5	
網谷整形外科	9	
よこやま皮膚科クリニック	32	
ふじわらクリニック	11	
松阪厚生病院	29	
県立志摩病院	454	
斉藤メンタル	9	
河口外科	183	
こども心身発達医療センター	86	

利用者の現病名数

疾患名	児童	ひのき	さくら	山びこ	こだま	ルーベン
知的障害に伴う心因反応	16	29	5	16	8	21
てんかん	5	9	2	3	7	17
統合失調症		5		1		6
その他の精神疾患	5		3	6	8	5
脳血管疾患						
心疾患・血圧異常(高血圧等)		2	1	8	4	6
血液数異常(貧血)	1	8		2	3	10
呼吸器疾患		1				1
脂質異常症(高脂血症)		4	5	3	2	15
栄養異常(低栄養・肥満)・電解質異常	1		1	2		10
上部消化管疾患 (胃炎・食道ヘルニア等)				7		9
下部消化管疾患 (十二指腸潰瘍・大腸炎・鼠径ヘルニア等)				9		4
便秘(便秘を含む胃腸障害・排便障害・痔)	5	9	6	11	6	28
肝臓疾患(肝機能障害・肝炎)			2		1	4
膵臓・胆管疾患			1			1
腎機能障害	1	7		2	3	1
神経因性膀胱・尿閉		2	1	2	1	6
その他泌尿器・膀胱疾患		6		3		1
糖尿病		3	1			1
その他内分泌疾患	1				1	
月経異常症					3	1
その他婦人科疾患			2		3	
整形外科疾患		5	2	1		4
耳鼻科疾患	11	6	1	4	6	2
白内障	1	1			2	9
その他眼疾患	1			2	2	5
凍傷(しもやけ)	2		1		1	4
水虫・たむし	1	4	4	2	1	14
その他皮膚疾患(湿疹・皮膚炎等)	4	3	2	7	1	21
以上に該当しない疾患	2	2		1	3	18
合計	57	106	40	92	66	224

入院状況

寮舎名	入院先	科	入院日数
ひのき	田中病院	内科	9日間
ふらっと	伊勢赤十字病院	救急外来	6日間
さくら	田中病院	内科	18日間
さくら	田中病院	内科	35日間
児童	伊勢赤十字病院	呼吸器外科	33日間
やまびこ	伊勢赤十字病院	救急外来	入院中
ふらっと	伊勢赤十字病院	眼科病棟は小児科	10日間
ふらっと	伊勢総合病院	整形外科	3日間
児童	伊勢赤十字病院	小児科NICU病棟	4日間
やまびこ	伊勢市民病院	泌尿器科	2日間
ひのき	榊原病院	精神科	88日間
山びこ	伊勢田中病院	内科	10日間
こだま	鈴鹿回生病院	整形外科	56日間
ふらっと	伊勢赤十字病院	救急外来	6日間
児童	伊勢赤十字病院	呼吸器外科	7日間
児童	三重大学医学部付属病院	呼吸器外科	20日間
ひのき	田中病院	内科	12日間
こだま	榊原病院	精神科	入院中
こだま	田中病院	内科	2日間
こだま	伊勢病院	整形外科	30日間
ルーベン	閉塞性腎盂腎炎	内科	37日間
ルーベン	自傷他害	精神科	72日間
ルーベン	溶連菌感染症・発熱	内科	12日間
ルーベン	自傷他害	精神科	72日間
ルーベン	溶連菌感染症・発熱	内科	12日間